

# 若者の 移住を 応援します!



ちようどいいから、  
住みやすい。

## 若者移住促進事業

秋田市へ移住する若者の  
家具・家電の  
購入に要する費用を  
補助します。



申請書ダウンロードはこちら



## 事業内容

対象経費	ア 住宅の新築・購入、賃借に係る費用および転居費用 イ 運転免許の取得や自動車・バイク・自転車の購入費用 ウ 家具（テーブル、イス、タンス、ソファ、テレビ台、カーテンなど）、生活家電（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、掃除機など）の購入に要する費用
補助額	補助対象者一人につき 上限20万円  県外出身者には15万円を加算 ※「県外出身者」とは、次の要件のうち2つ以上に該当する方となります。 1. 県内に本籍を有したことがないこと。 2. 出生から中学校を卒業するまでの間、県外で生活していたこと。 3. 県外の高等学校又は中等教育学校を卒業したこと。

上記申請は、本市への転入予定日の  
14日前までに行う必要があります。

### 注意事項

※申請書などの詳細は、下記までお問い合わせ下さい。※原則として転入日以降5年以内に市外に転出したときや補助金を他の目的に使用したときなどは、この補助金を本市に返還していただきます。

お問い合わせ

秋田市 移住相談八重洲センター フリーコール 0120-99-1101 Fax 03-6665-0189  
mail ro-pltk@city.akita.lg.jp  
秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課 直通 018-888-5487 Fax 018-888-5488  
mail ro-plpo@city.akita.lg.jp

# 秋田市移住促進事業（若者移住促進）

ちよ  
うど  
い  
い  
か  
ら、  
住  
み  
や  
す  
い。

秋田市へ移住する若者の住宅の新築・購入、賃貸および  
家具・家電の購入の  
費用等を補助します。



対象者（主な要件のみ記載しています。）※転入予定日の14日前までに申請する必要があります

1. 県外（外国を含む）から転入する方（転入前1年以上継続して県外に居住していた方（新卒者等を除く）に限る）※転勤者、出向者、公務員がいる世帯は対象外  
※新卒者とは、学校を卒業・修了・退学した後、県外に居住する期間が1年に満たない者をいう。働きながら在籍した者も含む。
2. 転入日の満年齢が40歳未満の方およびその者と同居する40歳未満の方（子育て世帯の構成員を除く）
3. 申請時に秋田県（ポータルサイト「秋田暮らし」はじめの一步）などに移住定住登録をしている方
4. 市内で新たに期間を定めず、又は1か月超の期間を定めて雇用（パート、アルバイト可）される方、又は市内で新たに事業を営もうとする方

まず登録してね

はじめの一步



## 申請に必要な資料

### (1) 全員共通

- 補助金交付申請書（様式第1号）および誓約書兼同意書（様式第2号）
- 転入前の住所地の世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員の秋田市市税に未納がない証明書の写し（秋田市市税が課税されていない場合にあつては、秋田市の固定資産税に係る資産なし証明書）※秋田市で取得（郵便やオンラインでの申請も可）
- 就職の場合  
就業予定証明書（様式第3号）または「市内で新たに常用雇用される者」で「移住後に仕事を開始すること」「期間を定めない又は1か月を超える期間の雇用」「勤務場所が秋田市であること」を確認できる書類。
- 起業の場合  
事業計画書など「市内で新たに事業を営もうとする者」で「移住後に仕事を開始すること」「事業所の所在地が秋田市であること」を確認できる書類や許認可の写し。

### (2) 住居の確保に要する費用の申請

- 住宅の新築の場合：工事請負契約書および工事内訳明細書の写し、工事着工前の写真および建築基準法に基づく確認済証の写し
- 住宅の購入の場合：売買契約書の写しや重要事項説明書等住宅の内容を確認できる書類の写し、住宅の外観の全景写真
- 住宅の賃借の場合：賃貸借契約書や重要事項説明書等住宅の内容を確認できる書類の写し、初期費用に係る見積書の写し
- 転居の場合：引越費用に係る見積書の写し

### (3) 移動手段の確保に要する費用の申請

- 免許取得費用又は自動車等購入費用の見積書の写し

### (4) 家具・家電の購入に要する費用の申請

- 家具・家電製品の購入費用の見積書の写し（パソコン・携帯電話・娯楽用品等は含みません）

## 県外出身者加算の該当者

県外出身者加算に該当する場合は、次に掲げる書類のうち、2つ以上を添付すること。

- 戸籍謄本や改製原戸籍謄本など、「出生から現在まで秋田県内に本籍を有したことがないこと」を確認できる書類（今までの全ての本籍地で取得）の写し
- 戸籍の附票や改製原戸籍の附票など、「出生から中学校を卒業するまでの間、継続して秋田県外で生活していたこと」を確認できる書類の写し
- 「秋田県外の高等学校（又は中等教育学校）を卒業したこと」を確認できる卒業証明書又は卒業証書の写し

※上記以外にも必要な書類の提出をお願いする場合があります。



申請はこちら

## 秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課

秋田県秋田市山王 1-1-1 秋田市役所 4 階

直通 018-888-5487 Fax 018-888-5488

mail ro-plpo@city.akita.lg.jp

https://www.city.akita.lg.jp/iju-teiju/index.html

【お問い合わせ先のサイト】

秋田市移住相談  
八重洲センター



秋田市移住定住  
サイト



# 若者の移住を応援します！